

令和2年4月～6月山梨県新型コロナウイルス対策 子育て家庭休業助成金について

(ひとり親世帯・市町村民税非課税世帯が対象です)

この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、子どもが小学校や保育所等を休んだことに伴い保護者が休業を余儀なくされた場合、休業に伴う収入減の一部を助成するものです。

国の新制度が優先されますので、まずは、勤務先の事業所に御確認ください。

◆助成対象者◆

以下の5項目の全てに該当する方が対象となります。

- (1) **市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯**
- (2) 令和2年4月時点で小学校3年生以下又は特別支援学級・特別支援学校・保育所・幼稚園・認定こども園等に通う子どもを持つ保護者(ただし、登校・登園をしなかったことに伴い休業された方 ☞日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外となります。)
- (3) 山梨県内に住所を有する者
- (4) 労働基準法第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
☞事業所から賃金をもらって働いている方や自営業者を言います。アルバイトやパートの方も対象となります。
- (5) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法に基づく傷病手当金、給与又は新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金及び支援金(国の制度)が支給されない者 ☞休んだ日が有給休暇ではない方となります。

※ 本制度で3月分の助成を受けた方も対象となります。

◆助成内容◆

- ◇支給する助成金の額は、休業した日、一人につき一日4,000円です。
- ◇最大で30日を限度とします。(適用期間:令和2年4月1日～6月30日)

◆請求の方法◆

- ◇助成金請求書(様式第1号)に必要書類を添付し、令和2年7月31日(金)までに子ども福祉課あて郵送してください。☞裏面を御覧ください。

◆問い合わせ先◆

- ◇詳しい内容は、子ども福祉課家庭福祉担当(電話 055-223-1459)までお問い合わせください。
- ◇助成金請求書等の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/4-6coronavirus_joseikin.html

手続き等、詳細は、子ども福祉課家庭福祉担当へお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県子育て支援局子ども福祉課 家庭福祉担当
電話:055-223-1459 FAX:055-223-1509
E-mail:kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

休業が終わった後に請求できます。
 なお、請求の期限は、令和2年7月31日(金)までです。

◎**助成金請求書**(様式第1号)に次の**該当する書類を添付**して提出してください。

番号	添付書類	ひとり親世帯		ひとり親以外	備考
		児童扶養手当受給資格者	左記以外のひとり親世帯の者	市町村民税非課税世帯の者	
1	誓約書(様式第1号の1)	○	○	○	原本
2	就労証明書(様式第1号の2) ・第2条(3)の労働基準法の適用を受ける労働者に該当する者	○	○	○	原本
3	就労申立書(様式第1号の3) ・第2条(3)の事業活動を行う個人事業主に該当する者(直近の確定申告書の写し等を添付)	○	○	○	原本
4	次のいずれかの書類 ・児童扶養手当受給者証 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・ひとり親医療費助成金受給資格者証	○		※1、※2	写し
5	住民票謄本		○	○	原本
6	世帯全員の市町村民税非課税証明書(18歳以上の方全員。ただし、高校生を除く)			○	原本
7	戸籍謄本		○		原本
8	その他知事が必要と認める書類		○	※3	

※1 番号の5~7の書類は、事務手続きの負担軽減及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委任状兼請求(申請)書を提出いただき、県が代理で請求受領いたします。

なお、証明手数料は、県内全市町村で免除の対象となります(県内市町村のみの対応)。

※2 番号の5~7の書類は、請求時点で3ヶ月内の発行日であること。

※3 戸籍謄本及び住民票では、ひとり親世帯を証明できない場合は、個別に御相談ください。

郵送先はこちらです

〒400-8501
 甲府市丸の内一丁目6-1
 山梨県 子ども福祉課